

# 日本税政連

発行所  
日本税理士  
政治連盟  
東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館(〒141-0032)  
電話 03(5435)0910  
定価 1部100円  
編集発行人  
小島 善弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

## 令和7年度税制改正要望を決定

### 日税政 第6回幹事会で

日税政は6月28日、第6回幹事会(吉川裕一幹事長)をウェブ会議により開催し、令和7年度税制改正要望を機関決定した。写真。

日税政では、毎年税制改正への対応として「税制改正に関する要望書」を作成している。なお、今年度の重要要望項目は次の5項目となる。

①消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率に  
②雑損控除の適用につき「特定非常災害」により生じた損失について、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること  
③年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること  
④役員給与と税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること  
⑤少子化対策について、税制面での検討を行うこと。



また、国会議員への陳情の際の資料として用いられる「令和7年度税制改正建議・要望」のリーフレット掲載項目の選定に当たっては、政策委員会でも単位的に検討を行ったアンケートを基に日税連と協議を行った。

協議の結果、リーフレットへは次の10項目の掲載を決定した。  
①基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、その額を引き上げ、所得計算上の控除を縮減すること(建議・要望項目3)。  
②死亡の場合の確定申告書の提出期限を、相続税の申告期限と同様とすること(項目8)。  
③賃上げ促進税制について更正の請求による適用を可能とし、控除限度額を拡充すること(項目13)。  
④少額減価償却資産等の取得価額基準を引き上げること(項目16)。  
⑤法人税・消費税の

### 政治資金規正法 改正案が国会で成立

6月19日、参議院本会議で「政治資金規正法の一部を改正する法律案」が賛成多数で可決され、同法案は成立した。改正法ではパーティ券購入者名の公開基準

日税連は建議書を6月27日の理事会で議決し、今後国税庁等関係省庁に提出する。また、議事ではその他に河合省吾後援会対策委員長より、来年の5月14日に全国後援会活動活性化会議を開催する旨の報告がされた。

日税連は、今年も政治資金規正法、公職選挙法などの関連法令を遵守し、適正な運営を行っている。

日税連は、今年も政治資金規正法、公職選挙法などの関連法令を遵守し、適正な運営を行っている。

## リーフレットを一読を

本紙に「令和7年度税制改正に関する建議・要望」のリーフレットを同封した。会員各位におかれては、このリーフレットを一読いただき、日税連・日税政の

## 主な内容

記事・全国税理士政治連盟会長会を開催  
2面  
地方短信・名古屋税政連が定期大会を開催  
3面  
アクティブ・末松義規議員に聞く  
4面  
資料・令和7年度税制改正要望(重要要望項目)  
5-7面

## 針葉樹

定額減税が始まった▼月次減税を行わないと税法上の罰則はないが、労働基準法第24条(賃金の支払)違反になりうる。林芳正内閣官房長官が答えた▼ご年配の給与計算を紙で計算をしている方に説明するのは時間がかかった。労働基準法違反になりうるかもしれないが、正しくできないところも多いのではないかと思う▼同一生計配偶者、扶養親族となっていない人も給与より所得税が控除される月には、月次減税の対象となる。また、合計所得金額180.5万円超の者は減税対象外だが、月次減税を行わないといけない。後から3万円を返納する。納税者からは不満の声が多い▼住民税からは自動的に1万円が減税され6月の控除は0円。7月以降は残額を11ヶ月で控除することとされているため、例年より毎月引かれる住民税が多くなることもあり、手取りが減る▼社会の構成員として税を広く公平に分ち合うため「公平・中立・簡素」を原則とした税の制度。税制改正の度に税額控除等の適用要件が煩雑になっているように思う▼「簡素」の原則はどこまで

## 税理士の、税理士による、税理士のための相互扶助団体、それが「日本税理士共済会」です。

<h3>税理士団体保障</h3> <p>税理士も職員も個人単位で加入できる生命保障。 (災害割増特約付) (死亡・高度障害を保障)</p>	<h3>おしどり保障</h3> <p>税理士とその配偶者のみが加入できるご夫婦の生命保障。 (死亡・高度障害を保障)</p>	<h3>団体介護保障</h3> <p>税理士と配偶者、それぞれの親が加入できる介護保障。 (要介護2以上で給付)</p>	<h3>個人年金</h3> <p>税理士も職員も個人単位で加入できる年金積立。 (月々1万円から積立可能)</p>
---	--	--	---

# 令和7年度税制改正要望の方針を議論

## 全国税理士政治連盟会長会を開催

日税政は6月12日、全国税理士政治連盟会長会(東秀優会長)を日本税理士会館(品川)で税制改正に関する建設的意見交換を行った。

日税政は6月12日、区において開催した川裕一幹事長から、日税連調査研究部での審議状況の報告があった。他、前年度の要望についての意見交換が行われた。

また、昨今の自民党



然とした対応をすべき」など、さまざまな意見が寄せられた。その他の議題では、東会長より4月から6月にかけて日税連の「政治資金監査に関する要望書」について関係国会議員へ説明を行い、その中で特に強調していた複式簿記の導入の今後の検討が附帯決議に記載されたとの報告があった。

### 重点要望項目を検討

#### 第1回政策委員会を開催

日税政は6月14日、「望」についての検討を第1回政策委員会(秋山典久委員長)を日本税理士会館(品川区)において開催した。個別要望39項目の内、議事では、主に「令和7年度税制改正要



望」について、各税政連連会会長からは「次回の選挙時は日税政として統一の見解を出すべき」、「これまでに議員と築いてきた関係性を考慮すると悩ましいが、やはり毅然とした対応をすべき」など、さまざまな意見が寄せられた。その他の議題では、東会長より4月から6月にかけて日税連の「政治資金監査に関する要望書」について関係国会議員へ説明を行い、その中で特に強調していた複式簿記の導入の今後の検討が附帯決議に記載されたとの報告があった。

### 地方短信

#### 第56回定期大会を開催

##### 九州北部税理士政治連盟

九州北部税理士政治連盟(永松雄一郎会長)は6月21日、ホテルニューオータニ佐賀(佐賀市)で第56回定期大会を開催した。写真。冒頭、永松会長が挨拶に立ち、「会員の皆様方には、日頃から政治連盟の活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。要望実現に向けては国会議員の後援会活動等が不可欠であり、



選挙活動において推薦するだけでなく、日頃から後援会等を通じて税理士会の要望をご理解いただける関係を築くことが重要と考え、政治連盟は、税理士会の要望を実現するための政治活動を担っており、これまでの活動で得られた成果は、すべての税理士会員が等しく享受してきた。この結果は、会員の皆様や後援会による陳情



#### 国民民主党ヒアリングに出席

##### 定額減税について説明

吉川裕一幹事長、秋月29日、衆議院第一議員会館(千代田区)において開催された国民民主党のヒアリングに出席した。写真。これは、国民民主党の税制調査会が本年6月から実施されている定額減税の課題についてのヒアリング及び意見交換を行うものである。ヒアリングでは、吉川幹事長と秋山政策委員



自分が合型選抜と指定校推薦。もちろんすべての受験生が薦での入学者数が、国立大学で3000大学に当てはまるわった頃と、私立大学では、けではないが、調査現在の大人、私立大学では、2万5723人増加、面接、小論文や大きく変化していて驚し、令和5年度ではプレゼンテーション国公立大学では5人だけで大学に入学できる制度に移行した。昔は、試験日に受に1人、私立大学でできる制度に移行した。驚きを占めていた。し、かし、現在指定

#### 受験制度の在り方

千葉県会 増嶋 英昭 税理士試

この制度で入学して、受験資格の緩和により、なぜかのように総受験資格の緩和により、受験者数が大幅に増加している。税理士と、大学の経営上の士の受験制度も変化問題により、早期にの時期を迎えている。年度から令和5年度学生を確保したいのかと考えさせられた。か、現

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

## 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。事故原因の多くは、【うっかり】【思い込み】です。

(例) ・税法上の選択誤りや届出失念 ・優遇措置の適用失念 ・一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

よくあるご質問

「裁判」にならないと保険が使えない? → 裁判に限りません  
依頼者から電話、書面、メールなど手段は問わず、保険期間中に賠償請求を受けた場合も事故発生とみなします。

税理士業務を行う時に加入していれば大丈夫? → いいえ  
損害賠償請求を受けた時に加入していることが条件です。税理士業務を行った時の保険加入有無は問いません。

お問合せ先 (株)日税連保険サービス  
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階  
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907  
https://www.zeirishi-hoken.co.jp

地方短信 第51回定期大会を開催 名古屋税理士政治連盟

名古屋税理士政治連盟(平昌彦会長)は6月14日、名古屋東急ホテル(名古屋市中区)で第51回定期大会を開催した。来賓として田中克明日税政副会長(会長代理)、那須弘敏近畿税政連会長、永松雄一郎九州北部税政連会長、尾崎秀明名古屋税理士会会長を迎え、代議員及び役員等が出席した。



政治連盟の活動についてご理解、ご協力をお願いするとともに、会費納入を改めてお願いしたい」と述べた。続いて、酒井正勝代議員が議長に選出され、議事に入り、令和5年度運動経過報告承認の件、令和5年度収支決算承認の件、令和6年度運動方針決定の件、令和6年度収支予算決定の件の4議案は原案のとおり可決承認された。

その後、令和6年度大会は終了した。引き続き開催された島麻衣子議員(立民・愛知選挙区)、田民・愛知選挙区、久議員(国民・愛知2区)、斎藤嘉隆議員(立見降治議員(公明・愛知選挙区)、古川元(伊藤孝志議員(国民・愛知選挙区)、里見隆治議員(公明・愛知選挙区)があいさつをした。

愛知県選挙区)、牧義夫議員(立民・比例東海)、鈴木淳司議員(自民・愛知7区)、近藤昭一議員(立民・愛知3区)から国会の現況等について報告が行われた。懇親会では、大村秀章愛知県知事、河村たかし名古屋市長、藤川政人議員(自民・愛知選挙区)、古屋圭司議員(自民・岐阜5区)、近藤昭一議員(立民・愛知3区)、渡辺猛之議員(自民・岐阜選挙区)、伊藤孝志議員(国民・愛知選挙区)、里見隆治議員(公明・愛知選挙区)があいさつをした。

溪流

とうとう自民党に試練の時がやってきた。

あくまでこの原稿を書いている6月初旬の状況ではあるが、三つの衆院補選は立憲民主党が勝利を収め、不戦敗の2選挙区を含め自民党が全敗した。そして事実上の与野党一騎打ちになった5月26日の静岡県知事選挙もまた、裏金問題が影響し、自民党の敗北に終わった。

平成21年の再来

この知事選、当初は大接戦が予想されていたが、フタを開けてみると約8万票近くの差をつけられての完敗。自民党の前に立ちほたか「不信の壁」はあまりにも厚かった。

がまとまりさえすれば、あたりが厳しくなると予想さながらあり得なくもない。平成21年の政権交代時と同様に、このような状況と立憲の急増が待っている。ここで少々冷静に長期決断を信頼していただきたい。会員の皆様方のご理解とご支援が我々税政連の支えであり力なのだから。

党内の大勢は、9月の総裁選後に衆院の解散総選挙という方向に傾いている。客観的情勢をみる限り、衆院選をすれば自公過半数を割り込むことが十分考えられる。メディアでは「政権交代」という言葉も聞かただけに、それに関わった候補者への推薦は相当に風当ではない。

このようなことを考慮に入れた上で各単位税政連の現場では推薦候補者の選定や後援会の設立を行うことになる。この問題についてはさまざまな意見があるとは思いますが、是非、各単位税政連の決断を信頼していただきたい。会員の皆様方のご理解とご支援が我々税政連の支えであり力なのだから。

地方短信 第55回定期大会を開催 南九州税理士政治連盟

南九州税理士政治連盟(宮本律夫会長)は6月20日、ホテル日航大分オアシスタワー(大分市)で第55回定期大会を開催した。来賓として東秀優日税政会長、永松雄一郎九州北部税政連会長、国会議員秘書など52名が出席した。



冒頭、宮本会長があいさつに立ち「昨年度は国政選挙もなく、陳情活動を中心に活動を行った。本年度は、いっしょに活動をしていきたいと思います。税制改正要望については継続項目の消費

税の単一税率復活を目標にしたい。また、昨年の9月に開催された日税政定期大会において南九州税理士会所属の東秀優氏が日税政会長に就任されたことが、南九州税政連においても追い風であり、会員拡大、後援会の組織拡大に全うしていきたい」と述べた。続いて、臼井清也総務会長が議長に選出された。議事に入った。上程された議案は、いずれも賛成多数で原案のとおり可決承認された。その後、来賓入場、来賓紹介があり、承認された大会決議文が森昭人副幹事長により力強く朗読され、東会長からの祝辞をいただいた。次いで、國實大治幹事による祝電披露、小川廣之副会長による頑張ろうコールと続き、外園秀夫副会長の閉会の辞をもって大会は終了した。



合計特殊出生率 過去最低を更新「こりゃダメだUターン！」

Advertisement for Zeitaikyō (Retirement Savings) featuring a group of people and a woman speaking. Text includes: 退職金対策、考えていますか?! 退職金のことなら ぜいたいきょうにお任せください! 安心できる退職金制度は? 関与先にも紹介したい... ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は... 満65歳未満までOK! 関与先の皆様もご契約できます 複利はなんと2%!!! 掛金は全額必要経費、または損金に計上 月額3,000円から確かな保証! 充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意) 制度の詳細はホームページをご覧ください ぜいたいきょう 検索







全税共の

# 事業承継顧客紹介制度 (M & A 等)

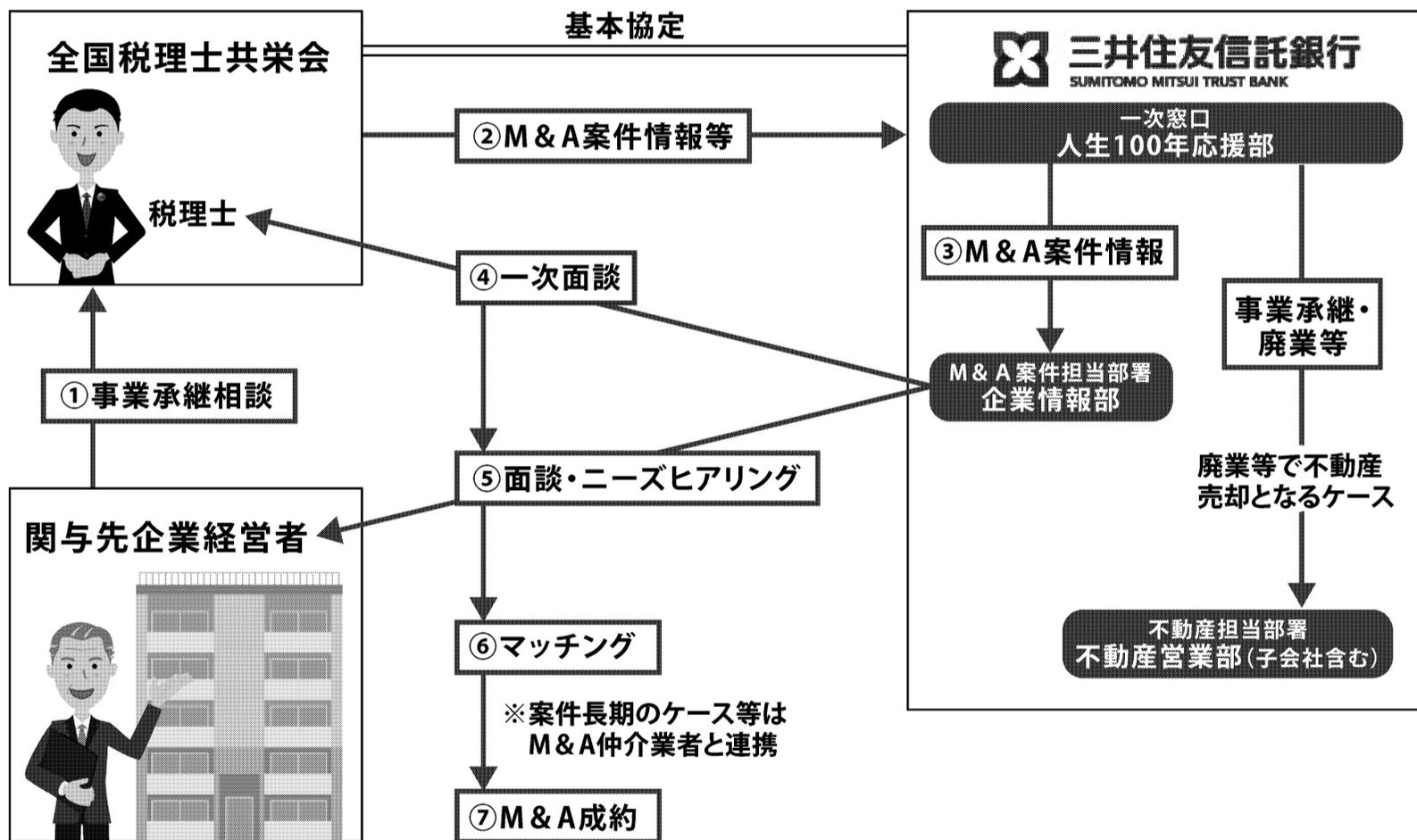
会社の未来に不安を抱える関与先の力に!

三井住友信託銀行の「事業承継(M&A等)に関する顧客紹介制度」は、M&Aのみならず、親族・従業員承継や、廃業に伴う不動産売却など、あらゆる角度から事業承継をサポートします。ぜひご利用ください。

三井住友信託銀行が全面サポート

## 関与先の円滑な事業承継を応援

ご相談時から、円滑な事業承継の実現に向けて顧問税理士と三井住友信託銀行が手を携えて進めて参ります。



※M&A成約時および廃業等における不動産売却時には税理士に手数料が支払われます。

本件に関するお問い合わせ先

**三井住友信託銀行**  
 人生100年応援部民事信託共創チーム 電話 **03-3286-8229**

お問い合わせの際は、全国税理士共栄会会員であることをお伝えください。

ご紹介に際してご留意いただきたい事項

- (1) 本制度は税理士先生からM&Aニーズをお持ちの関与先を三井住友信託銀行にご紹介いただく制度であり、同銀行の取扱商品・サービスにかかる勧誘・商品説明等は同銀行が行います。税理士先生は、お客さまに対して、三井住友信託銀行が取り扱う個別具体的な商品の勧誘や説明を行うことはできません。
- (2) ご紹介にあたっては、三井住友信託銀行への個人情報の提供について、関与先本人から事前の同意を得る必要があります。(三井住友信託銀行所定の「ご紹介票(兼同意書)」に、関与先さまのご署名をいただくことが必要です。)
- (3) 遠隔地である場合など対応できないエリアもございます。あらかじめご承知おきください。



# 令和7年度税制改正に関する要望

## 令和6年6月 日本税理士会連合会 日本税理士政治連盟

日税政は、令和7年度の税制改正への対応として、6月28日の幹事会で、日税連の税制改正建議と同内容の39項目からなる「令和7年度税制改正に関する要望」及び特に重要と思われる重要要望5項目を機関決定した。

39の建議・要望項目から厳選した10項目を別刷りのリーフレットに記載し本機関紙に同封したほか、重要要望項目の抜粋を以下のとおり掲載する。

### 「税制に対する基本的な視点」

- ・ 担税力に即した公平な税負担
- ・ 中立的で簡素な税制
- ・ 合理的な事務負担
- ・ 時代の変化に適合する税制
- ・ 透明な税務行政

## 令和7年度税制改正 重要要望項目

1. 消費税の軽減税率率を廃止し単一税率に統一すること

率であること、「社会率制度を廃止し単一税率に統一し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること」。

### (1) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に統一すること

消費税率の軽減税率制度は、低所得者への逆進性対策としては非効

り、令和8年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

② 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(8割特例)は適格請求書の登録をしない事業者の取引排除の最小化という公正な取引を確保する観点から有効であり、令和8年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

③ 一定規模以下の事業者が適格請求書の保存を不要とする特例について、証拠類のデジタル化が進み、類似型であるため、令和11年9月30日とされている期限について延長が検討されるべきである。

④ 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領という納税者の意思に基

り、純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例が適用された。大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うのでは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべきである。

3. 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること

所得税の計算において所得控除が複雑化することは、源泉徴収義務者の負担が増し、納税事務において事後の修正手続、争訟等のリスクも増大させる高コストの制度となる。一方で、課税の公平性を求める制度がある程度複雑化することは避けられないのが現実である。この公平性と手続負担の軽減を両立させるためには、申告期限等を延長し、正確な計算に要する時間を確保することも必要である。

(1) 年末調整の実施時期等

年末調整は、その年の最後の給与支払時に行うこととされている。しかし、配偶者や扶養親族の所得が確定していないことによる

見込み計算の場合や、新規契約をしたことなどにより生命保険料控除証明書の到達が遅れた場合など、一旦年末調整を行ったものの、翌年に年末調整をやり直すケースが生じていることがある。このような事務手続きについて、計算を一回の手続きで完結させるため、年末調整は翌年1月末までに行うものとして、給与支払者の事務コストを軽減すべきである。

さらに、年末調整の実施時期の変更に合わせて、法定調書及び給与支払報告書の提出期限も2月15日とすべきである。

申告も1月1日から申告可能な体制とし弾力性を持たせるべきである。したがって、所得税の確定申告期間は、1月1日から3月31日までとすべきである。

4. 役員給与と税制について見直しを行うこと

① 業績悪化改定事由の要件を緩和すること

役員給与は職務執行の対価であり、法人税法第22条により原則として損金の額に算入される。恣意性のあるものなど課税上弊害があるものについてはのみ損金の額に算入されないのが本来の姿であると考えられる。一方で現行法は、法人税法第34条(役員給与の損金不算入)の規定により、損金の算入される役員給与を限定列挙する形式になっており、これらが、企業が本来行うべき適切な経営判断に影響を与えている。特に顕著な例として、業績悪化時の役員給与と改定事由の要件を付した上で、減額改定前後の定期同額給与について、損金を認めざるべきである。

② 新設法人における定期同額給与と判定の時期を柔軟化すること

定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度の開始の日から3月を超過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされている。設立事業年度について、この規定に従い、事業年度開始から3月以内に役員給与の額を定め支給開始を行う必要があると解されている。しかしながら、新設法人の場合には設立後開業準備に時間を要す

も、業績悪化時に役員給与の減額を行うことは企業が財務体質の悪化を避けるために率先して行うべき措置であると考えられるが、法人税の取り扱いがその経営判断の妨げとなっている場合もある。

そのため、役員給与の減額改定が「経営の状況が悪化したこと」を理由に、赤字の回避のために行われたような場合は、恣意的な利益調整を排除する一定の要件を付した上で、減額改定前後の定期同額給与について、損金を認めざるべきである。

③ 中小企業者等の法人税率の特例について延長すること

「メリハリ付け」については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならぬ。税制措置による効果は限定的であると考

えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる

べきである。

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものは至っていない。少子化問題については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならぬ。税制措置による効果は限定的であると考

えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となるべきである。

るなどの理由から、事業年度開始後3月程度では売上計上が見込めず、役員給与の支給を開始することができない場合がある。そこで、設立事業年度については、法人が事業年度開始後3月を超えている場合もある。

そのため、役員給与の支給時期として定められた場合には、当該定めに従って支給した給与も定期同額給与として取り扱い、損金算入を認めるべきである。

④ 中小企業者等の法人税率の特例について延長すること

「メリハリ付け」については、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならぬ。税制措置による効果は限定的であると考

えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる

べきである。

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものは至っていない。少子化問題については、子育て

世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならぬ。税制措置による効果は限定的であると考

えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育

等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となるべきである。

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものは至っていない。少子化問題については、子育て

世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならぬ。税制措置による効果は限定的であると考

えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③不妊治療や出産費用等に係る医療費控除の拡充、④教育

等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となるべきである。

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものは至っていない。少子化問題については、子育て



おかげさまで50周年

# 全国税理士共栄会 (全税共)は、

1974年11月、税理士とその関与先等関係者のために設立されました

全税共は1974年(昭和49年)の創立以来、VIP大型総合保障制度や全税共年金を柱とした各種事業を通じて、

## ◆税理士業界には

- 1) 業界運営に関する会員負担の軽減
- 2) 税理士協同組合との業務提携

## ◆関与先には

- 1) 福利厚生制度の充実 2) 円滑な事業承継の実現

## ◆社会に対しては

- 1) 地域文化の振興援助(公益財団法人 全税共文化財団)
- 2) 税と税制に関する学術研究への助成  
(公益財団法人 日本税務研究センター)
- 3) 電話による税の無料相談運営支援

等を行って、それぞれの発展に貢献しています。



## 全税共の主要事業

円滑な事業承継等を実現する

### VIP大型総合保障制度

充実したプランで関与先を応援

- 経営者大型保険(集団扱定期保険)
- 経営者保険総合プラン
- 経営者スーパープラン

<募集保険会社>

朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 エヌエヌ生命  
明治安田生命 メットライフ生命 住友生命 SOMPOひまわり生命  
アフラック アクサ生命 富国生命 三井住友海上あいおい生命  
オリックス生命 FWD生命

保険料は団体割引30%

- 団体所得補償保険(無事故戻し20%)  
引受保険会社/損保ジャパン、東京海上日動火災
- 新・団体医療保険  
引受保険会社/損保ジャパン
- 介護・がん補償保険  
引受保険会社/東京海上日動火災
- ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)  
引受保険会社/損保ジャパン
- 個人賠償責任補償保険  
引受保険会社/東京海上日動火災



税理士・事務所職員、関与先等関係者のための

### 全税共年金 (拠出型企業年金保険)

公的年金の補完・老後の備えに

#### ●掛金は月々1万円から

生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます。

1口5千円、2口以上40口まで設定できる月払いに加え、一括払いもあります。

月払と一括払を組み合わせることで、より計画的な資産形成をすることが可能です。余裕資金の運用方法のひとつとしてご検討ください。

一括払は月払に比べ、積立金(脱退一時金額)が掛金累計額を早く上回ります。)



#### ●年金の受取方法は3種類

給付金請求時に次の3種類から選択できます。

- ① 10年確定年金
- ② 15年確定年金
- ③ 10年保証期間付終身年金

※年金に代えて一時金でも受取ることができます。

<取扱保険会社>

第一生命 日本生命 富国生命 住友生命 明治安田生命

